

令和2年2月21日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

廃棄物関係書類の見直しについて

令和元年12月16日の入札説明会当日配布資料(廃棄物関係書類の提出方法変更について)では、各再生処理事業者の廃棄物関係書類変更手続の合理化及び廃棄物処理先管理(許可証管理)の合理化を図るため、書類提出方法の一部変更並びに令和2年4月からの運用を目指しておりました。

しかしながら、廃棄物関係書類変更手続のもととなる廃棄物関係書類の作成要領(例年7月の登録説明会資料として提示)並びに使用する様式(廃棄物フロー管理シート、廃棄物関係書類変更リスト)に大幅な変更が生じること、更には、3月末までの短期間で再生処理事業者の皆様に変更内容をご理解いただいたうえで契約書、許可証を含めた資料一式をご提出いただくことは大きな負担となること等を勘案し、当初廃棄物関係書類を電子化した時と同様、7月の登録説明会時に変更内容を提示・説明、並びに提出メ切を9月末とする予定です。

現時点で変更を見込んでいる内容(一例)を以下にお示しします。

① 廃棄物フロー管理シート

- ・ 契約書ファイル名称の記載を不要とする。
- ・ 有価物について収集運搬事業者の記載を不要とする。

② 廃棄物関係書類変更リスト(以下、書類変更リスト)

- ・ 書類変更リストを変更の要否にかかわらず提出を義務化(変更がない場合、「変更なし」のチェックフラグにチェックしたうえで提出いただく予定)。
- ・ 書類変更リストの変更区分を「許可証情報の変更(REINS入力情報の変更)」「廃棄物フロー管理シートの変更」の2つに集約・簡素化。
- ・ 書類変更リストの手動入力削減(できる限り事業者の皆様の入力作業を低減し、誤記を防止するため、プルダウンによる選択項目を増加)

③ 契約書(コピー)

- ・ 廃棄物フロー管理シートの内容変更時のみ提出を求める(現行:廃棄物フロー管理シートに記載のない内容の変更(契約単価、契約量、等)の場合も提出を義務化)。

④ 許可証(コピー)

- ・ 許可証の有効期限が切れた場合、更新対象の許可証を1部のみ提出(現行:更新対象の許可証が紐づく契約書全ての許可証(コピー)をPDF化・ページ番号付与し提出)

以上